

2010年8月31日

「光の道」戦略大綱(案)

1. 「光の道」構想について

(1) 「光の道」構想とは

- 我が国においては、民間事業者の積極的な事業展開、公設民営方式による基盤整備の促進、公正競争環境の整備による事業者間競争の促進などにより、世界最先端のブロードバンドの利用環境が整備されているところである。
- しかしながら、2010年3月時点において、約10%の世帯では、超高速ブロードバンド基盤が未整備の状況であり、また、基盤が整備されている約90%の世帯にあっても、利用率は30%超にとどまっている状況にある。
- このような状況を踏まえ、「光の道」構想は、インフラ整備・利活用の加速化を通じ、2015年頃を目途に、すべての世帯におけるブロードバンドサービス利用の実現を目標とするものである。

(2) 「光の道」構想の目的・効果

- 行政、教育、医療など、生活に密着・直結する分野を中心にICTを活用し、高齢者やチャレンジドを含めて、誰もがコミュニケーションの権利を保障された上で、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会を実現する。
- また、2011年度から2020年度までの10年間で、73兆円(累積)の経済効果(「光の道構想実現に向けて－基本的方向性－」(2010年5月18日)における「光の道」構想による経済効果(試算))を実現し、今後の我が国経済の更なる発展や雇用の創出、地域の活性化等に寄与する。

(3) 「光の道」として整備すべき水準、想定する技術

- 電子政府、教育、医療などへの利活用、将来的にトラフィックが幾何級数的に増加することを見越した整備を進める観点から、100Mbps 以上の超高速ブロードバンド基盤の整備・普及を目指す。
- 主に想定する技術は、FTTHとする。また、現時点で想定される大容量アプリケーション(映像伝送や遠隔医療等)が求める水準(30Mbps 程度)や今後の技術革新等を考慮し、一部のケーブル(HFC)や無線ブロードバンド通信システムにも、一定の代替的役割を期待する。

2. 「光の道」推進の3つの柱

「光の道」構想の推進は、「①『ICT利活用基盤』の整備加速化インセンティブの付与」、「②NTTの在り方を含めた競争ルールの見直し」、「③規制改革等によるICT利活用の促進」を3つの柱として、それぞれ下記の基本的考え方、取組の方向性に基づき行うことが適当である。

【第1の柱】「ICT利活用基盤」の整備加速化インセンティブの付与

(1) 基本的考え方

- 基盤整備は、競争環境の中で民間主導により行うことを原則とする。
- ただし、未整備エリアについては、多大な整備コストが想定され、また短期的には採算ベースでの整備が困難と想定されるため、2015年という目標年次等を踏まえ、基盤整備を加速化させるインセンティブとして、公的な支援措置を講じる。
- また、多様なブロードバンド手段を確保する観点から、2015年に300MHz 幅以上、2020年に1,500MHz 幅以上の周波数帯の確保に取り組む。

(2) 取組の方向性

1) 基盤整備の促進

- 医療、教育、行政等の公共サービスをICTを活用して実現する際に必要となる超高速ブロードバンド基盤について、地方自治体等が公設民営方式等により整備を行う場合における財政上の支援措置等を講じる。
- 併せて、支援措置に関連して、電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正案の次期通常国会への提出を目指す。

2) メタルから光へのマイグレーション

- 8月末に提出されるメタルから光へのマイグレーション等に関するNTTの考え方等を踏まえ、マイグレーションのコスト面や実態面での課題について検討・整理する。

3) ワイヤレスブロードバンドに関する取組

- 携帯電話やBWA等の移動通信システム等のワイヤレスブロードバンドを実現するための周波数の確保に向けて、周波数再編の実施方針(アクションプラン)を11月までに決定する。
- 併せて、周波数再編を迅速・円滑に行うための制度整備について、11月末までにその内容を決定し、その結果を踏まえ、電波法の一部改正案の次期通常国会への提出を目指す。

【第2の柱】NTTの在り方を含めた競争ルールの見直し

(1) 基本的考え方

- 料金の低廉化、サービスの多様化・高度化により、ブロードバンド利用の促進を図る観点から、事業者間の公正競争を一層活性化する。
- 「光の道」が実現するまでの移行期においては、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化する観点から、ユニバーサルサービスの対象について、現在の加入電話から、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話に変更する。
- また、「光の道」が実現する時代においては、すべての世帯が低廉な料金でブロードバンドを利用している状況を維持するため、「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスの対象とし、必要に応じ基金により支援を行う。

(2) 取組の方向性

1) 公正競争の一層の活性化のための環境整備

- 線路敷設基盤の一層の開放などを検討するとともに、アクセス網の一層のオープン化、接続情報に関するファイアウォールの強化など、ドミナント規制の見直しについて検討する。併せて、総合的な市場支配力に着目したドミナント規制についても、その導入を検討する。
- また、市場環境の変化に積極的に対応し、多様なサービスをより柔軟に提供できるようにする観点から、規制緩和策を検討する。
- NTTの組織形態については、上記の検討と併せ、公正競争の確保や経営自由度の向上など、多角的な視点からの総合的な検証を行った上で、そのあるべき姿を検討する。
- 上記検討結果を踏まえ、電気通信事業法等の一部改正案の次期通常国会への提出を目指す。

2) 「光の道」の実現に向けた移行期のユニバーサルサービス制度

- ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について、2010年7月に情報通信審議会に諮問されたところであり、今後、年内に答申を得た上で、2011年度から、加入電話に相当する光IP電話も、ユニバーサルサービスの対象に追加するなど、所要の制度整備を実施する。

3) 「光の道」が実現する時代のユニバーサルサービス制度

- 「光の道」の整備状況や国民的コンセンサスの状況等を踏まえつつ、「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスの対象とし、必要に応じ基金

により支援することについて検討を行う。

【第3の柱】規制改革等によるICT利活用の促進

(1) 基本的考え方

- 医療、教育、行政等のあらゆる分野におけるICTの利活用を促進する観点から、ICTの利活用を妨げる各種制度・規制の見直しを行う。
- 加えて、公共機関の先導的役割の重要性にかんがみ、公共機関や通信事業者による需要創出に向けた取組を促進する。

(2) 取組の方向性

1) ICTの利活用を妨げる各種制度・規制の見直し

- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」を中心に、情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出しを行い、それらの抜本的な見直しを図るため、「情報通信利活用促進一括化法(仮称)」を検討する。

2) 公共機関の先導的役割

- 地域における拠点施設(地方自治体、学校、病院等)への基盤整備、その積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要の創出等、ブロードバンド利用のインセンティブを高める施策を検討・実施する。

3. 今後のスケジュール・工程表

| 時期 | 予定 |
|------|---|
| 8月末 | ■基盤整備支援に係る予算要求等 |
| 11月頃 | ■「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」 ・最終報告書 ・周波数再編の実施方針決定 |
| 12月頃 | ■「情報通信審議会」答申 (「光の道」実現に向けた移行期のユニバーサルサービス制度関係) |
| 年明け | ■次期通常国会に関連法案を提出 |

詳細は、別添の工程表を参照。

工程表

2010

2011

2012

2013

2015

